

○京都府立大学教員選考規程

(平成20年京都府立大学規程第58号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府公立大学法人教職員採用等規程第5条第3項の規定に基づき、京都府立大学（以下「本学」という。）の教員の採用及び昇任に係る選考に関し必要な事項を定める。

(採用の選考の教育研究評議会への申出等)

第2条 学部、生命環境科学研究科及び学長が特に認める選考主体の長（以下「選考主体の長」という。）は、教員の採用の選考を行おうとするときは、あらかじめ学長に理由を付して申し出なければならない。

2 学長は、前項の申し出を受けたとき又は教員採用について自ら発議するときは、教育研究評議会に申し出なければならない。

3 教育研究評議会は、学長の申し出について意見を述べることができる。

4 学長は、選考の必要を認めるときは、教育研究評議会の審議を経て、選考主体の長に選考を命ずる。

5 教員の採用の選考は、公募によることを原則とする。

(選考の方法)

第3条 教員の選考は、次条から第8条までに定める資格のいずれかを有し、かつ、人格、学歴、職歴、研究業績、大学及び学会並びに社会における活動、健康状態等が本学の教員として適すると認められるもののうちから、教授会がその候補者を選考する。

2 前項の候補者の選考があったときは、選考主体の長は、学長に当該候補者を推薦するものとする。

3 学長は、前項の候補者について、教育研究評議会の審議を経て、可と決定した場合は、理事長に申し出るものとする。

(教授の資格)

第4条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者

(2) 研究上の業績が前号の者に準じると認められる者

(3) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

(4) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者

- (5) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
(准教授の資格)

第5条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
(2) 大学において助教又はこれに準じる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
(3) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
(4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
(5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者
(講師の資格)

第6条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第4条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
(2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者
(助教の資格)

第7条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第4条各号又は第5条各号のいずれかに該当する者
(2) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者
(助手の資格)

第8条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
(2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者
(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、本学の教員の採用及び昇任の基準及び方針に関して必要な事項は、教育研究評議会の審議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月9日から施行する。